

愛知県立刈谷東高等学校 通信制課程 いじめ防止基本方針

I いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていきます。

本校通信制課程では、中学校での不登校経験者の増加もあり、様々な悩みや課題を抱える生徒が増えています。面接指導日に安心して登校できる学習環境の整備を図ります。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切です。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。

II いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」について

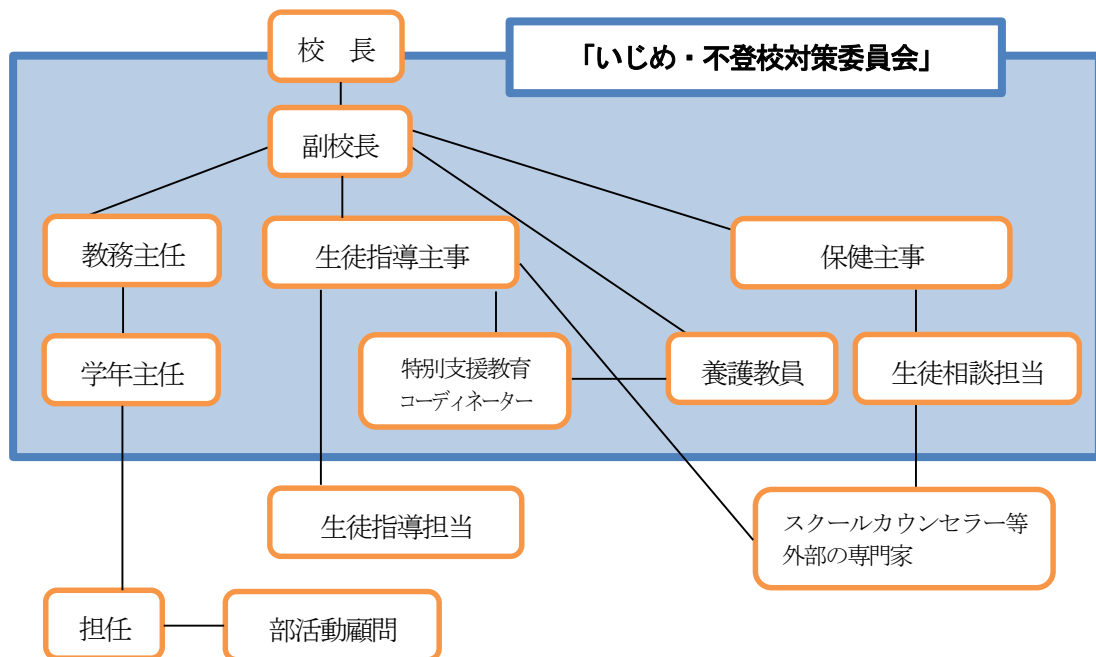
ア 委員会のメンバー

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、生徒相談担当、特別支援教育コーディネーター、養護教員

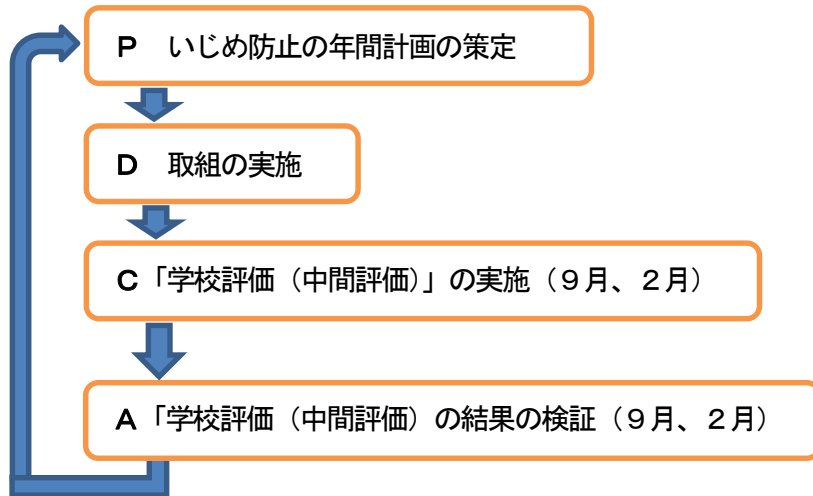
イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。

【組織図】



(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等
 ア 取組の検証 (PDCAサイクル)



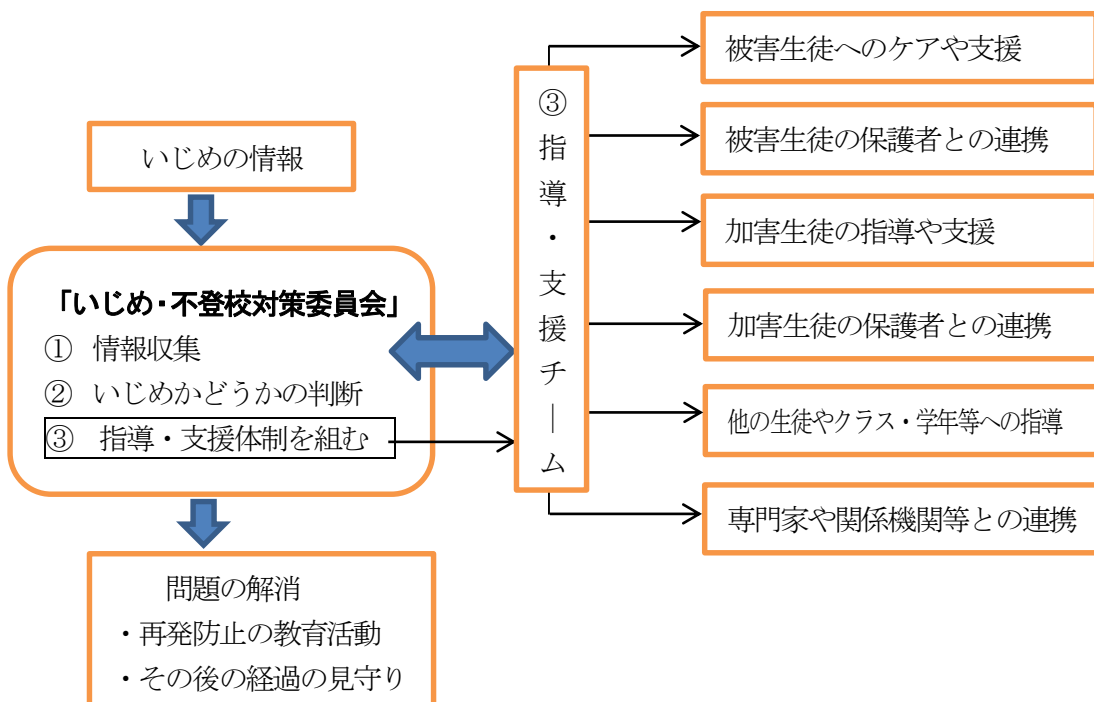
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修で、「いじめ・不登校」をテーマとした講話を実施する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

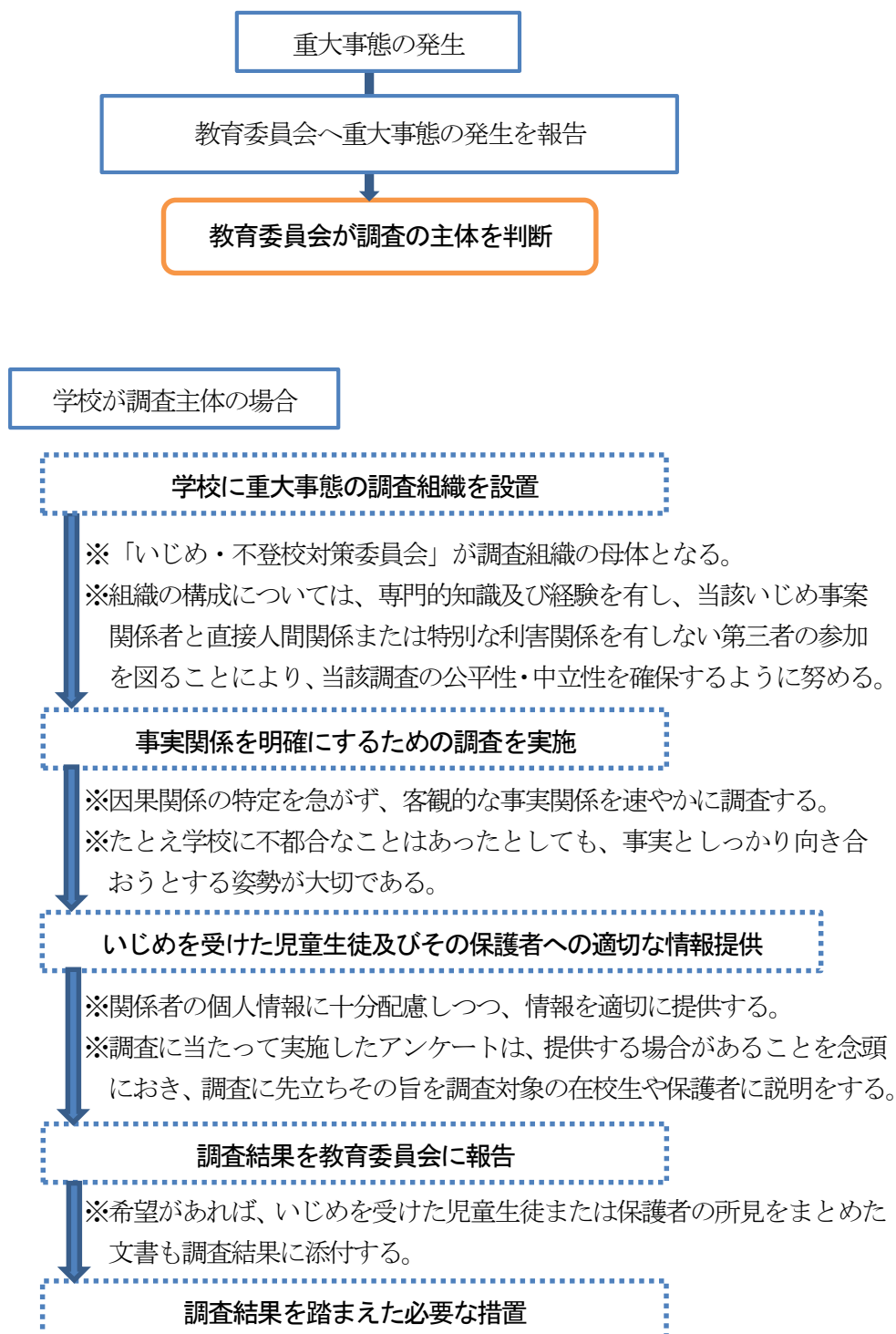
エ いじめに対する措置 (いじめ事案への対応)



オ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」が調査の母体となり事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。



Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 本校通信制課程においては、面接指導（いわゆる授業）登校日が週に1度程度である。それ故に、年間を通して、クラス担任や教科担当者が、生徒の状況をレポートの提出数や出席数により早めに把握するように心がける。
- イ 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。
- エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 上記(1)アでも述べたように、クラス担任や教科担当者が、生徒の出席数やレポートの提出状況に基づき、連絡を密にするように心がけ、個々の生徒の状況把握に努める。
- イ 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- ウ いじめを認知した場合、又は、いじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。
- エ 「いじめアンケート調査」の実施や生徒相談の充実を図る。
- オ 本校は、意見箱が設置されている。いじめに関する内容の「意見」がある場合は、速やかに、正確な状況把握に努める。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で、対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、警察等、専門家や関係機関等との連携のもとで、取り組む。
- オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。

(取組の年間計画)

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ・不登校対策委員会」の動き	保護者・地域との連携
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○健康調査の実施【全学年】(保) ○相談室、SCに関する周知【全学年】(保) ○中学時の欠席日数の多い生徒の理由を相談係が調査(生)(保) ○授業で配慮が必要な生徒の調査(保) ○生徒との面談(随時)(学) ○生徒向けプリント「伝達事項」を面接日ごとに配布。各種モラル、マナーに言及(年間)【全学年】(生) ○モラル、マナー講話【新入生オリエンテーション①】【1学年】(学)(生) 			
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○人間関係づくり【新入生オリエンテーション②】【1学年】(学)(生) 			
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会及び職場・家庭訪問 			<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 ○職場・家庭訪問 ○進路説明会
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○校内生活体験発表会【全学年】(生) ○定通情報交換会【全学年】(学) ○情報モラル講話【全学年】(生) 		<ul style="list-style-type: none"> ○現職研修(講話) 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○人間関係づくり【学年・学級行事】【全学年】(学) 			
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒との面談(随時)(学) 		<ul style="list-style-type: none"> ○中間評価→検証 	
10月		<ul style="list-style-type: none"> ○アンケートの実施【全学年】(生)(保)(学) 		
11月				<ul style="list-style-type: none"> ○文化祭バザー
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○人権講話【全学年】(生) 			
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒との面談(随時)(学) 			
2月			<ul style="list-style-type: none"> ○自己評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評議員会
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○情報モラル講話【1、2学年】(生) 		<ul style="list-style-type: none"> ○学校関係者評価の結果を検証し、「いじめ防止基本方針」の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。

(教)…教務部 (生)…生徒指導部 (保)…保健部 (進)…進路指導部 (学)…学年会